

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年八月十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）イオン水島ショッピングセンター
所在地 倉敷市水島高砂町八七
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四
代表者の氏名 代表取締役社長 藤本 昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四
代表者の氏名 代表取締役社長 藤本 昭
 - (2) その他（未定）
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年四月四日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
八千八百二十一・七八平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 五百六十六台
 - (2) 駐輪場の収容台数 二百五十二台
 - (3) 荷さばき施設の面積 二百十三・四平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 六十・七立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
ア A棟Ⅰ及びB棟Ⅱ 午前〇時（二十四時間営業）
イ A棟Ⅱ及びB棟Ⅰ 午前八時
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
ア A棟Ⅰ及びB棟Ⅱ 午後十二時（二十四時間営業）
イ A棟Ⅱ及びB棟Ⅰ 午後十二時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前〇時から午後十二時まで
（ただし、一部については、午前八時三十分から午後十時まで）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所

(ただし、出入口①については、午後十時から翌午前八時三十分まで閉鎖する。)

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 荷さばき施設① 午前六時から翌午前二時まで

イ 荷さばき施設② 午前七時から翌午前一時まで

ウ 荷さばき施設③ 午前七時から午後三時まで

エ 荷さばき施設④ 午前九時から午後三時まで

オ 荷さばき施設⑤ 午前九時から午後四時まで

二 届出年月日

平成十九年八月三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年八月十日から平成十九年十二月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課